エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律に係る電気事業者の非化石電源比率の算出方法等について

令和７年７月４日

電力・ガス事業部

電力基盤整備課

電力供給室

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成２１年法律第７２号。以下「法」という。）第７条第１項の規定に基づき経済産業大臣に提出するエネルギー源の環境適合利用目標達成計画（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成２２年経済産業省令第４３号。以下「省令」という。）様式第１によるエネルギー源の環境適合利用目標達成計画をいい、以下単に「達成計画」という。）における非化石電源比率の算出方法等について、下記のとおり定める。

記

**１．基本的考え方**

（１）非化石電源比率の算出方法等は、法第１条の目的の達成に資するよう、電気事業者（電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条第１項第３号に規定する小売電気事業者、同項第９号に規定する一般送配電事業者及び同法第２７条の１９第１項に規定する登録特定送配電事業者をいい、それぞれの小売供給に係る部分に限る。別に定めがある場合を除き、以下同じ。）による非化石電源の導入の促進の観点を踏まえることとする。

（２）達成計画を提出するときは、当該達成計画に、表１による非化石電源に係る電気に相当するものの量の内訳資料、及び表２による２０３０年度目標を実現する上での課題等を添え、経済産業大臣に提出することとする。

**２．前年度の非化石電源比率の算出方法**

達成計画の「Ⅱエネルギー源の環境適合利用の状況」及び「Ⅲエネルギー源の環境適合利用の目標とその達成のための計画」の「実績値」に記載する前事業年度の非化石電源比率は、エネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準（平成２８年経済産業省告示第１１２号。以下、「判断基準」という。）に定めるとおり、（２）非化石電源に係る電気に相当するものの量の、（１）小売供給を行う事業の用に供した電気の量に対する比率とし、小数点第３位以下の値を四捨五入の上、小数点第２位まで算出し表１に記載する。（ただし、比率が１００を超える場合は１００とする。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 非化石電源比率（％） | ＝ | (2)非化石電源に係る電気に相当するものの量 | × | 100 |
| (1)小売供給を行う事業の用に供した電気の量 |

（１）小売供給を行う事業の用に供した電気の量

電気事業者が小売供給を行った年度（前年４月１日から翌３月末日迄）に他者から調達した全ての電気の量（自社発電部門及び日本卸電力取引所から調達した量を含む。）から、小売供給を行わずに他者に供給した電気の量及び揚水発電電力量のうち揚水分を控除する。なお、算出においては送電端による値を使用すること（表１の参考にも記載すること）。

（２）非化石電源に係る電気に相当するものの量

非化石電源に係る電気に相当するものの量は、省令第４条第１項第２号に規定するものの量をいい、表１により電気事業者が算出したものをいう。

ただし、達成計画の「Ⅱエネルギー源の環境適合利用の状況」における非化石電源比率の実績値は、令和６年度については対象となる非化石電源に係る電気に相当するものの量は、非FIT非化石電源および代替調達によるFIT非化石電源※２に由来するものに限り、その対象は令和６年１月から１２月発電分とする。

また、達成計画の「Ⅲエネルギー源の環境適合利用の目標とその達成のための計画」においては、FITおよび非FIT非化石電源に由来する令和６年１月から１２月発電分を対象とすること。

※２　一般社団法人日本卸電力取引所（以下JEPXという。）の運営する非化石価値取引市場における２０２４年度の第４回取引において、非FIT再エネ指定非化石証書および非FIT再エネ指定なし非化石証書をJEPXの非化石価値取引規程に基づく最高価格（１.３０円/kWh）にて入札した上で、未約定となった買い入札量のうち、FIT非化石証書を前述の価格（１.３０円/kWh）以上で入札し、約定した量とする。

**３．エネルギー源の環境適合利用の目標及びその達成のための計画等**

（１）達成計画の「Ⅲエネルギー源の環境適合利用の目標とその達成のための計画」の「目標」欄に記載する２０３０年度の非化石電源比率（以下「２０３０年度目標」という。）は、２０３０年度において非化石証書を含め非化石エネルギー源が十分に調達できる環境にあることを前提に、省令及び判断基準を踏まえ、原則として４４％以上とすること。ただし、小売電気事業を廃止する計画がある等、合理的に目標達成が不可能な場合は、省令に基づき、平成２９年度の供給計画の最終年度の非化石電源比率以上の比率を記載することも可能とする。

なお、２０３０年度目標を記載する際の非化石電源比率の算出方法は、「２．前年度の非化石電源比率の算出方法」に準拠すること。

また、達成計画の「Ⅲエネルギー源の環境適合利用の目標とその達成のための計画」の「計画」欄には、２０３０年度目標を達成するための計画を簡潔に記載すること。

（２）２０３０年度目標を実現するにあたって課題等があれば、表２に記載すること。（任意）

**４．附　則**

この「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律に係る電気事業者の非化石電源比率の算出方法等について」は、令和７年７月４日から適用する。

**≪表１≫**

**非化石電源に係る電気に相当するものの量の内訳資料**

（○○年度実績）

年　月　日

会社名

1. **非化石証書調達量（社内・グループ内取引量も含む）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （①）非化石証書調達量（非FIT非化石電源由来） | (②)非化石証書調達量（代替調達によるFIT非化石電源由来） | （③）非化石証書調達量（②を除くFIT非化石電源由来、社内・グループ内取引超過分※） |
|  GWh | GWh |  GWh |

※内部取引量の制限のある事業者においては、その制限を超えて調達した非FIT非化石電源由来の証書を指す。

1. **余剰非化石電気相当量の分配の量**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 余剰非化石電気相当量（Ａ） | 自社販売電力量（Ｂ） | 全国販売電力量（Ｃ） | (④)分配量（＝Ａ×Ｂ／Ｃ） |
| GWh | GWh | GWh |  GWh |

1. **非化石電源に係る電気に相当するものの量**

|  |  |
| --- | --- |
| 非化石電源に係る電気に相当するものの量（⑤）①＋②＋③＋④ |  　　　　GWh |

1. 前事業年度における小売供給を行う事業の用に供した電気の量

|  |  |
| --- | --- |
| 前事業年度における小売供給を行う事業の用に供した電気の量（送電端）⑥ | GWh |

1. 非化石電源比率

|  |  |
| --- | --- |
| 「Ⅱエネルギー源の環境適合利用の状況」における令和６年度の実績値（（①＋②）/⑥)×１００% | ％ |
| 「Ⅲエネルギー源の環境適合利用の目標とその達成のための計画」における実績値(⑤/⑥)×１００% | ％ |

　（但し、比率が１００％を超える場合は１００％とする。）

（注１）本表に記載した非化石証書購入量については、当該非化石証書を、前事業年度における小売供給を行う事業の用に供した電気に利用したことを証する書面（電子データを含む）を、一般社団法人日本卸電力取引所より入手の上、書面（電子データを含む）の写しを添付すること。

（注２）当該年度の非化石電源比率の算定に利用可能な非化石証書は、当該年の1月～12月に発電されたFIT非化石電源または非FIT非化石電源に由来する非化石証書とする。

（注３）「余剰非化石電気相当量」とは、非化石価値取引市場におけるオークションの結果、当該年に約定せずに売れ残ったFIT非化石電源に由来する非化石証書の量をいう。

（注４）余剰非化石電気相当量及び全国販売電力量については電力調査統計等に基づき、別途国が公表するものとする。

（注５）行が不足する場合は、必要に応じて行を追加して、記載すること。

**≪表２≫**

**２０３０年度目標を実現する上での課題等**

**自由記載欄**

|  |
| --- |
|  |